穀粒判別器を農産物検査で活用する場合 の効率的な検査方法について

(意見交換用資料)

令和元年8月 政策統括官

○ 国内産米穀の検査については、通常、以下の流れで行われている。

1 検査請求(検査請求者)



2 検査請求の受理



3 受検品の搬入・配列 (検査請求者)



4 受検品の確認



5 荷造り及び包装の検査



※包装については、配布前に事前 検査を行う場合もあります。



6 量目の検査





7 試料の採取



※農産物検査員が補助者に依頼 している場合もあります。



9 生産年の検査

10 銘柄の検査

11 品位の検査









12 検査証明





試料採取•作製

試料は、標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)に基づき作製。

[個袋の場合]

- 検査荷口から検査荷口の大きさにより定められた数量の個体を無作為に抽出して試料とする。 (紙袋100袋の場合は、18袋から試料を採取)
- ・ ただし、調製貯蔵施設から個袋に袋詰めする場合は、包装されていない状態のものを検査荷口として縮分により試料を作製。(検査荷口の10,000分の1の重量を抽出し、縮分により200gの試料を作製(検査荷口が5トンの場合は500g以上を抽出))

[バラ流通]

- ・ 縮分により試料を作製(検査荷口の10,000分の1の重量を抽出し、縮分により200gの試料を作製(検査荷口が5トンの場合は500g以上を抽出))
- 鑑定方法(平成13年農林水産省告示第333号)に基づき視覚、触覚、臭覚及び聴覚により実施。
- 〇 農産物検査規格(水稲うるち玄米)のうち、死米、着色粒及び被害粒(胴割粒及び砕粒に限る。)については、穀粒判別器を活用した検査を可能とすることができないか。

穀粒判別器を活用する場合のフロー

- ① 穀粒判別器により、同一試料について3回測定を行い、それぞれの平均値を小数点第1位まで算出し、 当該試料の死米及び着色粒の混入割合とする。
- ② 死米及び着色粒の判定方法

「死米]

- 混入割合が政策統括官の定める値以下の場合は、混入割合により判定する。
- 混入割合が政策統括官の定める値を超えた場合は、目視により判定する。

「着色粒]

- ・ 混入割合が0.1%、0.3%及び0.7%でない場合は、混入割合により判定する。
- 混入割合が0.1%、0.3%及び0.7%である場合は、目視により判定する。
- (※ 胴割粒と砕粒については、被害粒等計の判定の際の参考として穀粒判別器を活用。)
- ③ その他(「整粒」、「形質」、「異種穀粒」、「異物」及び「被害粒等の計」)の項目は、目視により 判定する。
- ④ 穀粒判別器の測定値及び目視による判定結果により、等級を決定する。

品位の検査



(参考)標準抽出方法(平成13年3月22日農林水産省告示第443号)(抜粋)

第1 国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法

- 1 包装されている国内産農産物の標準抽出方法
 - 包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、(1)のとおりとする。ただし、当該農産物を調製し、又は貯蔵する<u>施設において</u>、調製され、又は 貯蔵された状態から直接包装されたものについては、(2)のとおりとすることができる。
 - (1) <u>検査荷口</u>(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであって、検査の対象となるものをいう。第1及び第2において同じ。)<u>から次のア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の抽出個数の欄に掲げる数量の個体</u>(包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。)<u>を無作為に抽出</u>するとともに、<u>当該抽出した個体から当該農産物を抽出したものを試料とする</u>こととする。<u>ただし、品位等検査の結果、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)に適合しない個体の数が</u>ア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分ごとの<u>合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合においては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。</u>

ア 品位等検査に係る種類及び銘柄並びに品位についての検査を行う場合

農産物の種類	検査荷口の大きさ			抽出個数	合格判定個数
でん粉	(略)			(略)	(略)
でん粉以外の農産物	2	_	15 個	全 個	0 個
	16	_	25	13	О
	26	_	50	15	О
	51	_	100	18	0
	101	_	200	20	О
	201	_	1,000	32	1
	1,001	_	3,000	50	3
	3,001	_	10,000	80	5
	10,001	_	35,000	125	10
	35,001	以上		200	18

イ (略)

- (2) 包装されていない状態のものを検査荷口とし、当該<u>検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出し</u>たものをもみにあっては千五百グラムに、もみ以外の農産物にあっては二百グラムにして試料とすることとする。
- 2 包装されていない国内産農産物の標準抽出方法 包装されていない国内産農産物の標準抽出方法は、検査荷口から当該<u>検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出すると</u> ともに、当該抽出したものをもみにあっては千五百グラムに、もみ以外の農産物にあっては二百グラムにして試料とすることとする。

3

2-1 委員から事前に寄せられた意見

- 購入した穀粒判別器の測定精度が維持され、信頼性が確保されることが重要。
- メーカー間や機器間で測定値にバラツキが生じないような制度運用を行うことが必要。
- 農産物検査のバラツキを少なくする観点からも穀粒判別器の活用は重要。
- 登録検査機関や農産物検査員間の検査精度の程度統一が喫緊の課題とされる中で、穀粒判別器について検査機器とすることは、一定の役割を果たす。
- 穀粒判別器の機器導入について、登録検査機関に義務づけるべきではない。
- 電気水分計と同様に、目視による鑑定を前提として、その参考にするために3袋程度を穀粒判別器で測定し、参考値として活用する方法も考えられる。
- 目視による鑑定の際に、格付けが難しい試料について、穀粒判別器を活用することも考えられる。
- 整粒についても将来、穀粒判別器で測定できるよう、今後とも測定可能な項目が拡大するよう、検討を続けることが重要。
- 個袋の場合、100袋から抽出した18袋全てについて穀粒判別器で測定すると、検査現場の過剰な負担となり、実際には穀粒 判別器の活用が進まない可能性がある。
- 個袋の縮分を可能とした場合、品質にばらつきがあると実需者からのクレームの原因になる懸念があるため、品位の均一性が確認できなければ、個袋の縮分を可能とすることは難しいのではないか。
- 〇 個袋の場合でも、品位の均一性が確認できれば、試料の縮分を可能とすることが効果的な検査のためには必要ではないか。

2-2 委員から事前に寄せられた意見を踏まえた主な論点

〇 現在、以下のとおり行っている個袋の場合の抽出方法について、<u>検査荷口の品位が特に均一と考えられる場合には、抽出した試料を合成・縮分して得られた1つの試料について検査を行うことで対応できないか。</u>

その際、検査荷口の品位が特に均一と考えられる場合としては、どのようなケースが考えられるか。

検査荷口の品位が特に均一と考えられる場合の例

- 同一生産者が同一日に収穫した籾を、同一の循環式乾燥機で乾燥調製した場合
- 検査員の事前確認により、荷口が特に均一と確認できた場合
- 検査時に採取した試料を、見取箱等で確認した結果、特に均一と確認できた場合

【現行の抽出方法】

[個袋の場合]

- ・ 検査荷口から検査荷口の大きさにより定められた数量の個体を無作為に抽出して試料とする。 (例えば、紙袋100袋の荷口の場合は、 18袋から試料を採取)
- ・ ただし、調製貯蔵施設から個袋に袋詰めする場合は、包装されていない状態のものを検査荷口として縮分により試料を作製。(検査 荷口の10,000分の1の重量を抽出し、縮分により200gの試料を作製(検査荷口が5トンの場合は500g以上を抽出))

[バラ流通]

・ 縮分により試料を作製(検査荷口の10,000分の1の重量を抽出し、縮分により200gの試料を作製(検査荷口が5トンの場合は500g以上を抽出))